

事業評価シート

担当課・室長：水環境管理課長

| | |
|----------|---|
| 事業名 | 負荷低減対策 |
| 上位施策名 | 水環境の保全 |
| 1 事業の概要 | <p>水質汚濁の防止及び人の健康の保護を図るためには、工場等の汚濁物質発生源からの排水規制が有効であり、水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定、特定施設の追加等がこれまでなされてきた。</p> <p>さらに、近年、水質汚濁の原因となる物質の排出源が多様化したこと等から、工場等への従来からの排水規制のみならず、多様化した排出源に対応するための行政施策の柔軟性、効率性が求められるようになってきている。</p> |
| 2 進捗状況 | <p>工場等の排水による公共用水域の水質の汚濁については、これまで30年間にわたり、水質汚濁防止法を基軸とした排水規制の結果、公共用水域における健康項目の環境基準達成率は$\text{\textcircled{R}}1$に見られるように大幅に改善されており、著しい効果を発揮している。</p> <p>(『水質汚濁防止法施行状況調査』によれば、平成10年度末の水濁法特定事業場は約30万事業場に及ぶ)</p> <p>また、公共用水域の水質保全のため、これまで必要に応じて規制対象物質、特定施設の追加、基準の強化などを進めてきたところであり、さらに今年度新たな排水規制対象物質としてほう素及びその化合物等を追加した。</p> <p>さらに、水質汚濁の原因物質の多様化に対処するため、平成13年度より、行政施策の柔軟性、効率性の向上及び水質汚濁負荷低減への誘導性の具備を目的に水質汚濁防止施策の高度化の検討を進めており、3ヶ年程度を目途に、より効果的な水質汚濁防止施策の方向性を示すこととしている。</p> |
| 3 評価 | <p>事業の達成状況としては、水質汚濁防止法に基づく排水規制については十分であり、原因物質の多様化への対処は十分とはいえない。</p> <p>工場等の排水規制による水質汚濁防止施策は、これまでの公共用水域の水質改善には非常に有効な施策であり、今後も工場等の点源対策としては、効率的かつ効果的な施策として活用できる。</p> <p>今後とも、国として公共用水域の水質を維持するため、基礎資料を随時収集し、規制対象物質、特定施設の追加等適切に対処する必要がある。</p> <p>水質汚濁の原因物質の発生源が多様化しており、今後はこのような状況に対処するため、水質汚濁防止施策のより柔軟性、効率性の向上及び負荷低減への事業者の誘導性を備えた施策を検討し、展開して行く必要性があり、これらについて調査・検討を行っており、今後適切に水質保全行政に活かすこととしている。</p> |
| 4 予算事項名 | <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法経費 ・水道水源水域の水質保全に関する特別措置法経費 ・排水基準等緊急立入調査費 ・水質汚濁物質排出実態等総合調査 ・排水規制拡充検討調査 ・水環境における有害物質リスク管理のための発生源等調査 ・水質汚濁施策高度化検討調査 |
| 5 対応副施策等 | 閉鎖性水域などにおける水環境の保全 |